

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (5-2)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

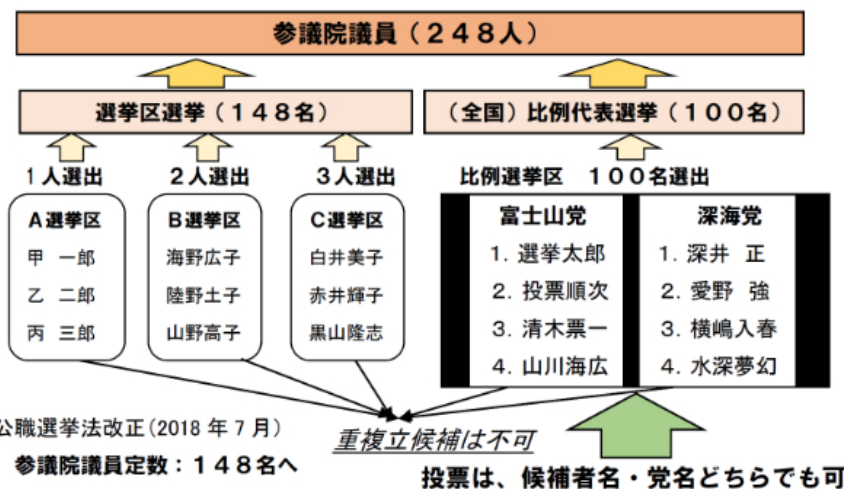
日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (5-2)

両議院の定数・任期・参政権

議院	定数	任期	被選挙権の年齢	選挙権の年齢
衆議院	465名	4年(解散あり)	25歳	18歳
参議院	248名	6年(解散なし) 3年に1回改選あり	30歳	18歳

2018年8月現在



参議院議員の選挙

二つの選出方法があります。

ひとつは、**選挙区制**です。これは、各選挙区のうち最も多くの票数を取った候補者順に、その通常選挙で選出する議員数に達するまで当選します。ただし、有効投票の総数に定数を除した数の6分の1以上の得票が必要です(法定得票数)。

今の制度では、定数が148で、参議院の場合は、3年ごとに半数改選ですから、定数の半分、74議席を巡って選挙戦が闘われます。

1区区選挙区は現在32選挙区ありますが、2区以上の選挙区が13選挙区あり、その選挙区は大選挙区制(2名以上の候補者が当選する)となります。

もう一つは、**比例代表選挙**です。比例代表の定数は100議席、3年ごとに半数改選ですから、50議席を巡って選挙戦が展開されます。

参議院の比例代表制度の特徴は、

①候補者名が書かれた投票(個人票)、または候補者名に代えて、1つの立候補した「参議院名簿届出政党等」に投票することでもできる(政党票)。

②「参議院名簿届出政党等」の当選人数は政党等ごとに各々の候補者の個人票と政党票とをすべて合算し、**ドント式**により決定する。

③各々の「参議院名簿届出政党等」において、誰が当選人であるかは、政党等ごとに各々の個人票の多寡の順位に応じて上記当選人数まで当選させるという方式で決定される(**非拘束名簿方式**)。

なお、衆議院議員総選挙の拘束名簿方式の比例代表制と参議院議員の通常選挙とは方式が異なるので注意が必要です。

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

定数確認

[公職選挙法第4条第2項](#)

参議院議員の定数は（ ）とし、そのうち、（ ）を比例代表選出議員、（ ）を選挙区選出議員とする。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.